

土浦市における同和問題に関する 人権施策方針

令和4年8月

土浦市部落差別事件検証委員会

はじめに

今般、本市の会計年度任用職員として採用した放課後児童クラブ支援員が、2年前に本市の委託を受けていたNPO法人の職員として、放課後児童クラブに勤務していた際に、部落差別発言をしていたという事実、及び当時の市の担当職員が、そのことについて告発者から報告を受けていながら、適切な対応を取ることが出来なかった事実は、本市の人権推進行政に対する市民の期待を裏切るものであり、これまでの取り組みが至らなかったものと、深く反省をせねばなりません。部落差別は、相手の心を深く傷つけるものであり、絶対に許されるものではありません。

この度、今回の事件の検証結果を踏まえ、市役所一丸となって、差別のない土浦市を目指すに当たり、土浦市における同和問題に関する人権施策方針を策定しましたので、報告いたします。

1 事件の経過

- ・令和4年1月25日、部落解放同盟全国連合会茨城県連合会から、部落差別発言に関する告発文の内容について、事実確認の調査要請を受け、調査を開始する。
- ・部落差別発言をしたとされる3名(■氏、■氏、■氏)の放課後児童クラブ支援員は、市が行った2度の調査において部落差別発言を否定した。
- ・当時の担当職員(大塚氏)は、告発者から相談を受けた際、委託事業者のNPO内で指導するように伝えたが、市に委託先の監督責任があったことを考えれば、本来は上司に報告し対応すべきだった、と証言した。
- ・令和4年3月25日、市庁舎内にて、部落解放同盟全国連合会茨城県連合会、告発者、茨城県、本市人権担当職員出席のもと、告発内容に関する事実確認会が行われた。その結果、3名の支援員のうち2名(■氏、■氏)が発言の事実を認め、1名(■氏)は否定した。また、当時の担当職員(大塚氏)は、このことが運動団体に知れたら大変なので、NPO法人から指導するように話し、上司に報告することなく適切な対応を取らなかったことについて謝罪した。
- ・令和4年4月1日以降、支援員3名は自宅待機となる。
- ・令和4年4月末日をもって■氏は退職となる。
- ・令和4年6月3日、部落解放同盟全国連合会茨城県連合会から、今回の事件について申し入れがあり、「土浦市部落差別事件検証委員会」を設置し、事件の検証を行う。

2 事件の検証

これまでの調査内容や反省文を基に検証を進め、同和問題に関する人権施策方針を策定するに当たり、「土浦市人権施策推進基本計画」における、「同和問題」に対する施策の基本的方向として位置づけた(1)差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進、(2)相談・支援体制の充実の、これら2つを軸として、この事件の問題・課題等の整理を進めました。

(1) 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進に関連した問題・課題等の整理

- ①被差別部落を「」との発言や、大便の粗相をした児童に対して、の部落出身であるとの差別発言や、同和地区出身者の具体的な名字に対する差別発言。
- ②は部落がたくさんあり、親が普通じゃない「部落人」との差別発言。
- ③ゴミ屋は普通やらない「の人」との職業差別と「被差別部落」への差別発言。
- ④放課後児童クラブ育成料滞納者を「生活困窮者」との発言や、ひとり親家庭を「片親」、外国人を「外人」といった内容の不適切な発言。

上記の事実から、以下の内容について問題・課題等の整理をした。

- ア. 同和問題に対する知識と理解の不足。
- イ. 自身の差別意識。
- ウ. 地域に残る差別意識。
- エ. 複数の不適切発言から見える人権感覚の欠如。

(2) 相談・支援体制の充実に関連した問題・課題等の整理

- ①告発者から、支援員による差別発言の現状報告を受けながら、委託先のNPO法人から支援員に指導するように伝えたのみで、監督責任のある市の対応が不十分であったこと。

上記の事実から、以下の内容について問題・課題等の整理をした。

- ア. 同和問題に対する認識の甘さ。
- イ. 問題解決のための組織対応力の欠如。

(3) 発言の事実を認めていない支援員（氏）について

告発文にある、部落差別発言の場となった、児童の大便の粗相については、当該児童の母親が、替えの下着を購入しクラブに持参したとの証言があること、また、本人も認めている複数の不適切な発言（放課後児童クラブ育成料滞納者を「生活困窮者」との発言や、ひとり親家庭を「片親」、外国人を「外人」といった発言）があることを勘案し、以下のとおり結論付けた。

- ア. 今後、放課後児童クラブ支援員としての任用は行わない。
- イ. 今年度、残りの任用期間については、部落差別（同和問題）をはじめとした研修を継続し、人権意識の醸成を図る。

以上の検証結果を踏まえ、次のとおり、土浦市における同和問題に関する人権施策方針を策定しました。

3 土浦市における同和問題に関する人権施策方針

(1) 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進

本市において部落差別事件が発生した事実を重く受け止め、全職員が現在もなお部落差別が存在し、それは絶対に許されるものではないことを認識し、このようなことを二度と起こさないために、これまでの取り組みのほかに、以下の点について実施をして参ります。

①正職員への人権研修

【職員階層別人権研修】《見直し》

同和問題・人権問題全般の研修については、市の職員として人権尊重の理念を十分に理解して業務にあたるよう、平成16年度から新規採用職員に、また平成20年度からは職員階層別（主事6年目、主幹3年目、主任3年目）に実施しており、講師には茨城県人権啓発推進センターから講師派遣を依頼しています。

このうち、採用から概ね10年を経過する主幹3年目の職員研修については、部落差別（同和問題）を中心とした研修内容に見直しを行い、部落差別（同和問題）に関する知識と、理解の促進を図ります。

【管理職職員人権研修】《見直し》

平成19年度から、管理職職員を対象とした研修として、各所属に研修の受講を求め、約50名の管理職職員に対し、年1回、同和関係運動団体に講師の派遣を依頼し、部落差別（同和問題）を中心とした人権研修を実施しています。

令和4年度以降、茨城県対応の4団体と調整を行い、講師の派遣を依頼することとし、年2回の管理職職員人権研修を実施して参ります。

②会計年度任用職員への人権研修の実施《新規》

今回の部落差別発言が会計年度任用職員によるものであることを踏まえ、これまで会計年度任用職員に対し人権研修を実施してこなかったことを深く反省し、令和4年度中に、業務委託先も含めた放課後児童クラブの支援員及び補助員に対し、人権研修を実施いたします。また令和5年度以降は会計年度任用職員採用時に、人権研修の受講を必須とすることで、全ての会計年度任用職員に対し人権研修を実施して参ります。なお、研修については、茨城県制作人権問題啓発映画「ホーム」を視聴しレポートの提出を求める方法により実施いたします。

③市民への教育・啓発《見直し》

差別意識の解消に向けては、市民一人ひとりが部落差別（同和問題）についての正しい理解と認識を深めていくことが重要です。そこで、これまでの教育・啓発に加え、生涯学習講座や家庭教育学級において、部落差別（同和問題）を中心とした講座を設けるほか、本市のイベント時や人権週間に実施している啓発事業の中で、人権全般の啓発だけでなく、部落差別（同和問題）に関する啓発も実施して参ります。また、人権に関する講座やイベントについての情報発信も、積極的に行って参ります。

【正職員及び会計年度任用職員に対する研修計画】

研修名	対 象	内 容	実施時期
新任職員後期研修	新規採用職員	部落差別（同和問題）をはじめとした人権問題全般についての講義（講師：茨城県人権啓発推進センター相談員を予定）	今年度は令和5年1月12日（木）もしくは13日（金）
《見直し》階層別職員人権研修	・主事6年目 ・主幹3年目 ・主任3年目	①主事6年目：部落差別（同和問題）をはじめとした人権問題全般についての講義（講師：茨城県人権啓発推進センター相談員を予定） ②主幹3年目：部落差別（同和問題）を中心とした講義（講師：茨城県人権啓発推進センター相談員を予定） ③主任3年目：部落差別（同和問題）をはじめとした人権問題全般についての講義（講師：茨城県人権啓発推進センター相談員を予定）	8月～12月に実施
《見直し》管理職職員人権研修	主査以上の管理職	同和関係運動団体の講師による、部落差別（同和問題）を中心とした人権問題に関する講義	8月～1月に2回実施
《見直し》人権研修会	・市内教職員 ・教育委員会職員	茨城県制作人権問題啓発映画「ホーム」を使った部落差別（同和問題）についての研修や、法務省作成の人権問題啓発映画を使った外国人の人権尊重についての研修	4月～12月
《新規》会計年度任用職員研修	委託を含む放課後児童クラブ支援員・補助員（243名）	茨城県制作人権問題啓発映画「ホーム」の視聴及び指定様式によるレポート提出	令和4年度中に実施
《新規》会計年度任用職員研修	会計年度任用職員	茨城県制作人権問題啓発映画「ホーム」の視聴及び指定様式によるレポート提出	・新規採用者は任用時に実施。 ・任用更新の職員は3年ごとに実施。

※太字の部分は、新規に設けたもの及び内容を改めたもの。

【市民への教育・啓発】

名 称	対 象	内 容	実施時期
《新規》 生涯学習講座	市民	茨城県制作人権問題啓発映画「ホーム」等を使用した学習会	10月～2月
《新規》 家庭教育学級	保護者	茨城県制作人権問題啓発映画「ホーム」等を使用した学習会	5月～2月
人権と平和の つどい	市民	市内中学生と市民代表による広島平和記念式典の参加報告、及び人権に関する講演会	10月
《新規》 人権啓発コー ナーの設置	市民	人権週間に合わせて、ウララ1ビル2階エントランスにて人権啓発コーナーを設置。	12月
街頭啓発活動	市民	人権擁護委員と連携して、「人権と平和のつどい」「産業祭」「男女共同参画フェスティバル」等のイベント時に、啓発ブースを設けて実施。	10月～1月
人権啓発	市民	市庁舎内や市施設でのポスター掲示、パンフレットの配置。 公式ホームページ、広報紙、デジタルサイネージ等を活用した啓発。	通年

※太字の部分は新規に設けたもの。

4 相談・支援体制の充実

部落差別（同和問題）に適切に対応するため、以下のとおり、相談・支援体制の充実を図ります。

（1）庁内の相談・連絡体制の明確化、及び周知の徹底

部落差別（同和問題）事象が発生した場合の相談・連絡体制については、庁内メールを通じて、全職員に対して周知・徹底を図ります。また、庁内メールを閲覧できない外部施設や会計年度任用職員等については、所属課から周知することとします。

①部落差別（同和問題）に関する事象を把握した職員は、所属長に報告後、速やかに総務課人権推進係に報告すること。

②報告を受けた総務課人権推進係は、問題への対応方針を検討し、問題の所管課と連携、協力して対応に当たる。

③関係機関と情報共有を図り、問題の解決に取り組む。

（2）広域隣保活動事業における相談事業の周知

毎週水曜日、午後1時～午後4時に、新治地区公民館内の研修室内に開設している「生活相談所」については、部落差別（同和問題）に関する、市民からの相談窓口として重要な役割を担っています。これまで、市ホームページのほか、毎月広報紙でも周知を行っておりますが、これらに加え、今後「人権と平和のつどい」等のイベントや「人権週間」の機会を捉え、広く周知を図って参ります。

（3）人権施策の推進体制について

差別のない土浦市に向けて、本方針に示した事業はもとより、土浦市人権施策推進基本計画に位置づけている様々な人権施策を着実に推進していくため、担当部署のあり方について見直しを進めて参ります。

土浦市部落差別事件検証委員会 経過

第1回 令和4年6月30日

- 部落差別事件の現状と経過について（報告）
- 部落解放同盟全国連合会からの土浦市児童クラブ差別事件についての申し入れ内容について
- 市職員に対する人権問題に関する現在の研修概要について
- 検証委員会の今後の開催予定について

第2回 令和4年7月11日

- 土浦市部落差別事件における問題及び課題等の整理
- 部落差別事件における問題及び対応方針（案）
- 令和4年度会計年度任用職員全部署における人数及び研修対象人数（案）

第3回 令和4年7月22日

- 土浦市における同和問題に関する人権施策方針（案）について

第4回 令和4年7月28日

- 土浦市における同和問題に関する人権施策方針（案）について

土浦市部落差別事件検証委員会 委員名簿

役 職 名		氏 名
委員長	副市長	東郷 和男
副委員長	総務部長	羽生 元幸
	こども未来部長	加藤 史子
	教育委員会事務局参事	菊地 正和
	総務部参事兼総務課長	平井 康裕
	総務部人事課長	武井 衛
	こども未来部保育課長	野中 佑起男
	教育委員会生涯学習課長	佐賀 憲一